

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）  
「生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること」について

平成22年8月

社会・援護局保護課(三石 博之課長) [主担当]

社会・援護局保護課自立支援・指導監査室(阿部 光教室長) [指導監査関連]

1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅵ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること					
	1	2	3	4	5
施策大目標分野	生活困窮者への福祉サービス	地域社会のセーフティネットワーク	災害被災者への福祉サービス	福祉人材の養成、利用者保護等	戦傷病者等の援護
施策中目標					
1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				

※ 並列する施策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策中目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

（関連施策）

特になし。

### （予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

- （項）地域福祉推進費
  - （目）セーフティネット支援対策等事業費補助金
- （項）生活保護費
  - （目）生活保護指導監査委託費

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

### （施策小目標）

- （施策小目標 1）生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること
- （施策小目標 2）住まいを失った生活困窮者が、直ちに生活保護に陥ることなく、安心して就職活動ができるようにすること

### （予算）

#### ○自立支援プログラム策定実施推進事業

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	14,007 の内数	18,000 の内数	50,800 の内数	132,354 の内数	24,000 の内数
（決算額）（百万円）	（14,007 の内数）	（16,043 の内数）	（49,506 の内数）	（131,514 の内数）	

#### ○生活保護指導監査委託費

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	2,191	2,200	2,162	2,093	2,099
（決算額）（百万円）	（2,191）	（2,200）	（2,162）	（2,093）	

### 3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	自立支援プログラムの各年度の参加者数（人） （前年度以上／毎年度）	28,208	60,555	76,695	107,554	148,171
		—	75,391	101,232	129,138	—
	達成率	—	214.7%	126.7%	140.2%	137.8%
2	自立支援プログラムにより就職・増収した者の数（人） （前年度以上／毎年度）	—	9,797	10,777	12,231	12,293
		—	12,280	18,171	17,190	—
	達成率	—	—	110.0%	113.5%	100.5%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ。</li> <li>・指標1は、上段及び達成率は毎年度4月～12月、下段は毎年度4月～3月の数値。平成17年度末は調査未実施。平成21年度末の調査は今後実施予定。</li> <li>・指標2は、厚生労働省社会・援護局保護課調べであり、平成18年度からのもの。</li> <li>・指標2は、上段及び達成率は毎年度4月～12月、下段は毎年度4月～3月の数値。平成17年度末は調査未実施。平成21年度末の調査は今後実施予定。</li> </ul>						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
3	自立支援プログラムの各年度の参加者数（人） （前年度以上／毎年度）	28,208	60,555	76,695	107,554	148,171
		—	75,391	101,232	129,138	—
	達成率	—	214.7%	126.7%	140.2%	137.8%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標3は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ。</li> <li>・指標3は、上段及び達成率は毎年度4月～12月、下段は毎年度4月～3月の数値。平成17年度末は調査未実施。平成21年度末の調査は今後実施予定。</li> </ul>						

## 4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

## (1) 施策小目標1「生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	自立支援プログラムにより就職・増収した者の数（人）	－	9,797	10,777	12,231	12,293
	（前年度以上／毎年度） ※施策中目標の指標2と同じ	－	12,280	18,171	17,190	－
達成率		－	－	110.0%	113.5%	100.5%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ。</li> <li>指標1は、上段及び達成率は毎年度4月～12月、下段は毎年度4月～3月の数値。平成17年度末は調査未実施。平成21年度末の調査は今後実施予定。</li> </ul>						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	自立支援プログラムの各年度の参加者数（人）	28,208	60,555	76,695	107,554	148,171
	（前年度以上／毎年度） ※施策中目標の指標1と同じ	－	75,391	101,232	129,138	－
達成率		－	214.7%	126.7%	140.2%	137.8%
3	自立支援プログラムの策定数（プログラム）	585	1,638	2,592	3,221	3,808
	（前年度以上／毎年度）	－	2,119	2,869	3,605	－
達成率		－	280.0%	158.2%	124.3%	118.2%
4	指導監査の実施率（%）	100	100	100	99.9	集計中
	（100%／毎年度）					
達成率		100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	－
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標2は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ。</li> <li>指標2は、上段及び達成率は毎年度4月～12月、下段は毎年度4月～3月の数値。平成17年度末は調査未実施。平成21年度末の調査は今後実施予定。</li> <li>指標3は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ。</li> <li>指標3は、上段及び達成率は毎年度4月～12月、下段は毎年度4月～3月の数値。平成17年度末は調査未実施。平成21年度末の調査は今後実施予定。</li> </ul>						

- ・指標４は、国、都道府県及び政令指定都市が管下福祉事務所を指導監査する割合であり、都道府県及び政令指定都市が提出した各年度の監査実施結果報告書によるもの。

## 参考統計

		H17	H18	H19	H20	H21
1	就労支援に係る自立支援プログラムを策定している自治体の割合（％）	29.2	49.2	84.1	95.1	98.1
		—	59.8	88.1	96.4	—

## 【調査名・資料出所、備考等】

- ・厚生労働省社会・援護局保護課調べ。
- ・上段は毎年度４月～12月、下段は毎年度４月～3月の数値である。平成17年度末は調査未実施。平成21年度末の調査は今後実施予定。

## 5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、詳細な評価は別表等を参照下さい。

### 施策小目標１「生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること」関係

- ・別表１－１ 「自立支援プログラム策定実施推進事業」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】										
基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること																	
Ⅶ-1-1	社会・援護局保護課(三石博之)	Ⅶ-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	Ⅶ-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること		< 施策中目標に係る指標 >												
					1 自立支援プログラムの各年度の参加者数	前年度以上/毎年度	129,138人(20年度)【-】										
					2 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数	前年度以上/毎年度	17,190人(20年度)【-】										
					< 施策小目標に係る指標 >												
					自立支援プログラムの各年度の参加者数 ※施策中目標に係る指標1と同じ	前年度以上/毎年度	129,138人(20年度)【-】										
					自立支援プログラムにより就職・増収した者の数 ※施策中目標に係る指標2と同じ	前年度以上/毎年度	17,190人(20年度)【-】										
					自立支援プログラムの策定数	前年度以上/毎年度	3,605(20年度)【-】										
指導監査の実施率	100%/毎年度	99.9%(20年度)【99.9%】															
評価予定表				<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>		19	20	21	22	23	モニ	実績	実績	モニ	実績	備考	
19	20	21	22	23													
モニ	実績	実績	モニ	実績													

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること							
Ⅶ-2-1	社会・援護局地域福祉課(宮本真司)	Ⅶ-2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	Ⅶ-2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること		< 施策中目標に係る指標 >		
					1 全国のホームレスの数	前年以下/毎年	15,759人(21年)【101.6%】
					2 ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉制度等の利用により退所した者の割合	60%以上/毎年度	70%(21年度)【116.7%】
					3 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合	95%以上/毎年度	96.6%(20年度)【101.7%】
施策小目標	ホームレスの自立を促進する	ホームレス自立支援事業	< 施策小目標に係る指標 >				

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】		
			目標1	・ホームレス総合相談推進事業	全国のホームレスの数 ※施策中目標に係る指標1と同じ	前年以下/毎年	15,759人(21年)【101.6%】		
			施策小目標2	・日常生活自立支援事業 ・運営適正化委員会設置運営事業	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉制度等の利用により退所した者の割合 ※施策中目標に係る指標2と同じ	60%以上/毎年度	70%(21年度)【116.7%】		
					<施策小目標に係る指標>				
					日常生活自立支援事業の新規契約締結件数	毎年度以上/毎年度	9,434件(21年度)【103.2%】		
					福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合 ※施策中目標に係る指標3と同じ	95%以上/毎年度	96.6%(20年度)【101.7%】		
			評価予定表			備考			
					19	20	21	22	23
					モニ	実績	実績	実績	モニ

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

Ⅶ-3-1	社会・援護局総務課災害救助・救援対策室(吾郷俊樹)	Ⅷ-3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること	Ⅷ-3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること	・災害救助費等負担金	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】
					<施策中目標に係る指標>		
					1 災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所設置状況	100%/毎年度	100%(21年度)【100%】
					2 被害発生から避難所設置までの時間	災害の態様にに応じてできるだけ速やかに設置/毎年度	平成21年台風第9号 平成21年8月9日 11:00 兵庫県宍粟市が避難所設置 14:15 兵庫県佐用町及び宍粟市に大雨洪水警報 15:27 岡山県美作市に大雨洪水警報 21:00 兵庫県佐用町が避難所設置 21:20 兵庫県佐用町が避難勧告発令 22:30 岡山県美作市が避難勧告発令、避難所設置 23:57 兵庫県朝来市に大雨洪水警報  平成21年8月10日 0:45 兵庫県宍粟市が避難勧告発令 1:15 兵庫県朝来市が避難勧告発令、避難所設置
			施策小目標1	災害に際し応急的な支援を実施すること	<施策小目標に係る指標>		
					災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所設置状況 ※施策中目標に係る指標1と同じ	100%/毎年度	100%(21年度)【100%】
					被害発生から避難所設置までの時間 ※施策中目標に係る指標2と同じ	災害の態様にに応じてできるだけ速やかに設置/毎年度	災害の態様にに応じてできるだけ速やかに設置/毎年度



政策評価体系上の位置付、通し番号		VII-1-1-1 (1)						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名		自立支援プログラム策定実施推進事業			事業開始年度		平成17年度	
担当部局・課室名 作成責任者		社会・援護局保護課 (保護課長 三石 博之)						
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)		生活保護法第1条及び第60条						
関係する通知、計画等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット支援対策等事業の実施について(平成17年3月31日社援発第0331021号)</li> <li>・平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について(平成17年3月31日社援発第0331003号)</li> </ul>						
予算体系		(項) 地域福祉推進費 (大事項) 地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要経費 (目) セーフティネット支援対策等事業費補助金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: )						
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】(補助先: 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村)(実施主体: 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村)						
		<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	生活保護制度は、生活に困窮する者に対する最低限度の生活の保障とともに、その者の自立を助長することを目的としている。生活保護受給者の自立の助長を図るため、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進する。 ※「自立支援プログラム」とは、生活保護の実施機関が管内の生活保護受給者世帯全体の状況を把握した上で、生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順を定め、これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施するもの。						
	対象 (誰/何を対象に)	地方自治体						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスの整備を図る(補助率: 1/2、10/10) <input type="checkbox"/> 就労支援員の配置に要する費用(補助率: 10/10) <input type="checkbox"/> 自立支援プログラムのメニューとして地方自治体が発行する事業への補助 ・就労支援事業(就労支援員等を確保し、就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問など継続的な就労支援を行い、就労による経済的自立の支援を図る)の実施(補助率: 10/10) ・就労意欲喚起等支援事業(民間職業紹介事業者、NPO法人等への委託による就労意欲が低い者に対し、就労意欲の喚起を図るためのカウンセリングの実施により既存の就労支援策への移行を図る等)の実施(補助率: 10/10) ・健康管理支援事業(保健師、管理栄養士、精神保健福祉士等の保健医療福祉に専門的知識を有する者を確保し、日常生活の健康管理が困難な者に保健指導を行うことにより、これらの者の自立阻害要因の解消を図る)(補助率10/10) ・子どもの健全育成支援事業(日常生活習慣支援、子どもの進学に関する支援、引きこもり・不登校等に対する支援を行う)(補助率10/10)						
コスト	平成22年度予算額			人件費				
	事業費			職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円	人		
	総計			臨時職員他	千円	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	16,043の内数	22,779の内数					
	H19(決算上の不用額)	1,957の内数						
	H20(決算額)	49,506の内数	56,391の内数					
	H20(決算上の不用額)	1,294の内数						
	H21(予算(補正込))	132,354の内数	138,554の内数					
	H21(決算見込)	131,514の内数	137,478の内数					
	H22予算	24,000の内数						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	セーフティネット支援対策等事業費補助金 24,000百万円の内数							

政策評価体系上の位置付、通し番号		VII-1-1-(1)				
<b>事業評価シート</b>						
予算事業名		自立支援プログラム策定実施推進事業		事業開始年度	平成17年度	
担当部局・課室名 作成責任者		社会・援護局保護課 (保護課長 三石 博之)				
事業/制度の 必要性		生活保護受給者への支援については、これまで生活保護の実施機関の担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があり、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組みの事例等を反映した自立支援プログラムを策定・実施することは、個々の生活保護受給者に対して必要な支援を組織的に実施することを可能とし、ひいては生活保護受給者の自立の促進へとつながるものである。 したがって、本事業により、生活保護受給者の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニューの整備を図り、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進する必要がある。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		各自治体は創意工夫を凝らして自立支援プログラムを実施している。国は財政面で支援するとともに、先駆的な取組を情報提供するなどの支援も行っている。				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		自立支援プログラムの策定数 (各年度12月末実績)	プログラム	2,592	3,221	3,808
	自立支援プログラムの各年度の参加者数(各年度4月-12月実績)	人	76,695	107,554	148,171	
	予算執行率		%			
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		自立支援プログラムにより就職・増収した者の数 (前年度以上/毎年度)(各年度4月-12月実績)	人	10,777 【110.0%】	12,231 【113.5%】	12,293 【100.5%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		平成17年度より開始した自立支援プログラムの取組については、自立支援プログラム策定自治体数がほぼ100%となっており、着実に定着してきているものと考えている。また、自立支援プログラムの取組により就職・増収した者についても毎年増加しており、本事業は一定の成果を上げているものと考えている。 しかし、平成20年秋の世界不況の影響もあって、参加者の伸びに比べると就労又は増収した者の伸びが低調になっていることから、就労支援のより一層の強化が必要である。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	平成21年11月の行政刷新会議において、就労支援員を活用した就労支援の取組が大きな評価を得て、更に促進すべきとされたところであることから、平成21年度第2次補正予算において、2,500名の増員が可能となるよう予算措置を行ったところであり、引き続き、生活保護受給者への就労支援に取り組む必要がある。 また、平成22年7月にとりまとめた行われた「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書」においては、生活保護受給者の一般就労による経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立に係る支援の推進のためには、社会的な居場所が重要であるとともに、社会的な居場所づくりに取り組む企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政との協働が必要であること、そのためには、所要の財政措置を図るとともに、地域ネットワークを構築していく必要があることなどの提言を受けたところ。 当該提言を受けて、国としては、生活保護受給者の自立の促進を図るため所要の取組を行い、引き続き地方自治体における自立支援プログラムの取組を推進していく必要がある。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		平成21年3月に、プログラムの策定・実施を更に促進する観点から、先進的・効率的な自立支援プログラムの具体的内容や実施手順をとりまとめた「生活保護自立支援プログラム事例集」を作成し、全福祉事務所へ配布したところ。 平成21年度からは、民間企業やNPO法人等への委託により、就労意欲喚起のためのカウンセリングなどを実施する就労意欲喚起事業等や、子どもの学習支援や引きこもり支援等を実施する子どもの健全育成支援事業を新たに自立支援プログラムのメニューとして追加したところである。 平成21年11月の行政刷新会議においては、就労支援員を活用した就労支援の取組が大きな評価を得て、更に促進すべきとされたところであることから、平成21年度第2次補正予算において、2,500名の増員が可能となるよう予算措置を行ったところである。 また、平成22年7月にとりまとめられた「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書」においては、経済的自立のみならず生活保護受給者の日常的・社会的自立支援の推進のためには、社会的な居場所が重要であるとともに、社会的な居場所づくりに取り組む企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政との協働が必要であること、そのためには、所要の財政措置を図るとともに、地域ネットワークを構築していく必要があることなどの提言を受けたところ。				